

事務連絡
令和6年5月17日

各地域薬剤師会会長 様

静岡県薬剤師会事務局長

「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員の任命について」の一部修正について

標題の件につきましては、令和6年5月10日付け静県薬第113号にてお知らせしたところですが、今般、動画の教材・動画（総務省）の更新にともない、視聴いただく 動画を一部修正等させていただく旨、デジタル庁から連絡がありました。つきましては、同通知の記載を下記（赤字下線箇所）のとおり修正いたしましたので、お手数をおかけしますが差替えの上、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

※別添：<差替後>令和6年5月10日付け静県薬第113号

記

1. 手続きの流れ（薬局従事者は、（1）と（2）のみ）
 - (1) **動画（下記2の動画サイト、計65分程度）の視聴**
 - (2) **下記3の応募フォームに必要項目を入力**
 - (3) データの送付（静岡県薬剤師会→日本薬剤師会→デジタル庁）
 - (4) デジタル庁より応募薬局にステッカー等を送付。
2. 視聴動画サイト（「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法に関するもの」）
URL : https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie
上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。
①デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）
※上記リンク先の「応用14講座」のうち、「マイナポータルを活用しよう」、「スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう」、「スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう」、「マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう」、「スマートフォンで確定申告（e-Tax）をしよう」をご視聴ください。
②マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）
③マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

3. 応募先（静岡県薬剤師会 Google フォーム）

U R L : <https://forms.gle/3owgDpBaJ89Lwpnm8>

QR コード :



4. 任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わった場合、本会への特段の変更手続きは不要ですが、デジタル推進委員ポータル（デジタル庁）での所属情報（プロフィール）の変更をお願いします。なお、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。
- ・会員の従事する薬局についてのみ、任命手続きに必要な情報の収集をお願いいたします。

以上

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木

電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028

E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp

静 県 薬 第 113 号
令和 6 年 5 月 10 日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員の任命について

標題の件に関しまして、マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員との連携強化につきましては、令和 6 年 2 月 9 日付け静県薬第 786 号及び令和 6 年 2 月 22 日付け事務連絡にてご協力をお願いしたところですが、今般、日本薬剤師会より、引き続きデジタル推進委員を活用した取り組みを推進していきたいとのことから、追加申請（期限の設定なし）のご案内がありました。

つきましては、会務ご繁忙の折誠に恐縮ですが、隨時申請が可能ですので、貴会所属の薬局へご周知いただき、積極的な参画を賜りますようご案内、ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、既にお手続きされた方におかれましては、改めての登録は不要ですので申し添えます。

また、対象者につきましては、先般と同様、静岡県薬剤師会会員の従事する薬局についてのみの応募となりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします（下記「任命対象者」参照）。

記

1. 手続きの流れ（薬局従事者は、（1）と（2）のみ）
 - (1) 動画（下記 2 の動画サイト）の視聴
 - (2) 下記 3 の応募フォームに必要項目を入力
 - (3) データの送付（静岡県薬剤師会→日本薬剤師会→デジタル庁）
 - (4) デジタル庁より応募薬局にステッカー等を送付。
2. 視聴動画サイト（「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法に関するもの」）
U R L : https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie
上記ページの「1. マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。
①デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）
※上記リンク先の「応用 14 講座」のうち、「マイナポータルを活用しよう」、「スマート

トフォンでマイナンバーカードを申請しよう」、「スマートフォン用電子証明書をスマートフォンに搭載しよう」、「マイナンバーカードを健康保険証として利用しよう・公金受取口座の登録をしよう」、「スマートフォンで確定申告（e-Tax）をしよう」をご視聴ください。

②マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

③マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

3. 応募先（静岡県薬剤師会 Google フォーム）

URL : <https://forms.gle/3owgDpBaJ89Lwpnm8>

QR コード :



4. 任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わった場合、本会への特段の変更手続きは不要ですが、デジタル推進委員ポータル（デジタル庁）での所属情報（プロフィール）の変更をお願いします。なお、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。
- ・会員の従事する薬局についてのみ、任命手続きに必要な情報の収集をお願いいたします。

以上

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp